

# ◎粗大ごみ、事業系ごみ有料化の取り組み

飯島新司

## 1 有料化の基本的な考え方

地球環境を保全するためには、限りある資源を有効に利用し、資源循環型社会の構築に向け、ごみの減量化・資源化をさらにすすめることが必要となっている。

横浜市のごみ量は、二〇一〇年には現在の一・八倍二百六十九万トンに達すると見込まれ、特に、法令で自己処理責任が義務づけられている事業系ごみの増加が著しく、ごみの減量と再資源化の推進が不可欠な状況である。

現在、横浜市では、缶・びんの分別収集(平成九年十月からは毎週一回の収集)や資源集回収の促進をはじめ様々な減量化・資源化の施策を行っているが、このままで、ごみ量が推移すると、焼却工場や最終処分場が不足することは明らかである。

また、ごみ処理にかかる経費も年々増加している。平成九年度予算のごみ処理経費は約六百十五億円、このうち家庭ごみの処理経費は一世帯あたり三万二千円を超え、さらに粗

大ごみの処理経費は、家庭ごみに比べ約二・五倍と高く、家庭によっても出す量にばらつきがあるなど、公平な負担の観点からも問題となっている。

ごみ処理は貴重な税金で負担されており、家庭ごみは無料収集を行っているからといって、家庭ごみは無料収集を行っていないことを、市民、事業者にも十分認識してもらうことが重要である。

そこで、平成九年一月からスタートした粗大ごみ、事業系ごみの全量有料化は、受益者に対し、ごみ処理経費の一部について負担を求め、減量化・資源化をさらに推進していくこと及び公平な負担の確保をすすめることを基本とした考え方である。

## 2 有料化に対する市民、事業者の意見

粗大ごみについては、平成六年十一月に市民二千人を対象に行ったアンケートでは、一定の条件が整えば、有料化に賛成とする回答が八割を超えている。

事業系ごみについては、平成七年十月に市内三千事業所を対象に行ったアンケートでは、「有料化もやむを得ない」とするものが四

五%、「有料化が必要である」とするものが一二%となっている(表1、2)。

また、平成七年六月に審議会が行った「市民の意見を聞く会」では、ごみの減量化のためには有料化が必要であり、リサイクル体制の整備や広報等を通じて市民の理解を得る等の条件が整えば、やむ

表1 市民アンケート(H6.11月実施 有効発送1,987, 回収869, 回収率45%)

粗大ごみの有料化に関して重視すべき条件	
○ 故障したものを修理するサービスを充実させる	39%
○ メーカーなどが引き取りや修理などを充実させる	70%
有料化する場合の排出条件	
○ 月1回、4個以内という条件の撤廃	32%
○ 収集までの期間の短縮	36%

表2 事業所アンケート(H7.10月実施 有効発送2,738, 回収1,029, 回収率約40%)

自己処理責任の認知度	
○ 詳しく知らなかったが何となく知っていた	45%
○ 知っていた	40%
全量有料化への考え	
○ 減量のためには、有料化もやむを得ない	45%
○ 減量のためには、有料化が必要である	12%
○ 自己処理責任はすべての事業所が遂行すべき	12%
全量有料化で重視すべき点	
○ 手数料の設定根拠を明らかにすべき	45%
○ 減量化・資源化を進める仕組みをつくる	36%
○ できるだけ手間のかからない仕組みをつくる	34%
○ PRを十分行う	31%

- 1 有料化の基本的な考え方
- 2 有料化に対する市民、事業者の意見
- 3 有料化の概要
- 4 有料化の準備業務の経過
- 5 有料化の広報業務
- 6 有料化前後の市民・事業者の個別意見
- 7 他都市の有料化の状況と手数料額
- 8 有料化に伴う準備作業で困難が伴った重要課題

を得ないという意見が多くを占めている。

### 3 有料化の概要

#### ①粗大ごみ

粗大ごみの手数料は、重量別に四段階と適正処理困難物に分け、それぞれ料金を設定している。ごみを出す人は事前に収集事務所へ電話で申し込み、金融機関等に備え付けの専用納付書(シール付き)で料金を払い込む。そして、領収印を押したシールを粗大ごみにはって指定された日に出すという流れに変わっている。

有料化により変わったところは、粗大ごみの手数料を前払いすること、申し込みの個数制限がなくなったこと及び自己搬入の受け入れという新たな制度を設けたことなどである。

#### ②粗大ごみの収集申し込みから排出までの流れ

##### ①収集事務所へ電話で申し込み

収集日、収集場所、料金などを確認し、忘れないようメモする。

##### ②手数料を事前に収める

約束した収集日前までに、市内の本市指定の金融機関、郵便局などで備え付けの専用納付書(色別に別れて五種類ある)により手数料を前払いする。

##### ③粗大ごみを出す

粗大ごみの見やすいところに、前払いしたそれぞれの金額のシールをはって、収集当日の朝八時までに電話で確認した場所に排出する。

#### ④個別品目ごとの手数料額と納付書の色

重量別に四段階に区分し、条例で定められた一キログラムにつき二十六円を基準として個別品目ごとの手数料額を規則で定めている。ただし、適正処理困難物は事業者の回収を促進するため、手数料額を五割以内で加算している(表1-3)。

#### ⑤自己搬入制度

一世帯、年間四個までに制限した自己搬入については、無料の扱いとしている。(ただし、事業系の粗大ごみは受け入れていない。)

受け入れ場所…家具等の可燃物は市内五カ所の焼却工場(鶴見、港南、保土ヶ谷、都筑、栄)、家電製品等の不燃物(資源物)は、市内三カ所の施設(鶴見資源化センター、神明台処分地、栄工場)で受け入れている。

#### ⑥減免制度

自己搬入できない要援護高齢者等については手数料減免の制度がある。

#### ②事業系ごみ

法令に規定のある自己処理責任の徹底を図る意味合いから、事業者は許可業者に収集を依頼することを原則としているが、やむを得ない事情で許可業者と契約できない場合に限り、本市が直接、収集している。この場合、事業者は市が排出容器として指定したごみ袋を購入し、これに事業所名などを記入し、事業系ごみを排出する。

#### ⑦指定ごみ袋の種類・価格

指定ごみ袋は、条例で定められたごみ処理手数料(キログラム当たり二十六円)に袋代金を加えた額で販売している(前払い方式、表1-

#### 4)。

#### ④購入場所 平成九年十月一日現在

(財)横浜市廃棄物資源公社 (一カ所)  
市内の主なガソリンスタンド(二九八カ所)  
市庁舎、各区役所の売店 (一九カ所)  
環境事業局各収集事務所 (一七カ所)  
合計 (三三五カ所)

#### ⑤小規模の住居併用事業所・店舗等に対する手数料免除制度

対象となる事業所は次の三つの要件すべてに該当することが必要で、申請により一定の審査を経て、減免承認あるいは不承認の決定を行っている。

#### ①住居に併置する事業所であること

②従業員が同居の親族等で構成されていること

#### ③ごみの平均排出量が一定量未満であること

事業系ごみの一日の平均排出量が家庭系も含めて五キログラム未満であること(ただし、五キログラム以上の排出量であっても事業系ごみが三キログラム未満の場合は該当)

#### 4 有料化の準備業務の経過(表1-5)

#### 5 有料化の広報業務(表1-6)

#### 6 有料化前後の市民・事業者の個別意見

こうして、事業系ごみ有料(指定袋)収集が平成九年一月四日から、粗大ごみ有料受付は、一月六日からスタートした。では、市民・事業者は有料化をどのように見ているのだろうか。有料化前後に分けて、説明会、相談

表-3 品目別の納付書の色, 手数料額

区分(納付書の色)	手数料額	品目例
①10kg未満(ピンク)	200円	ビデオデッキ, 扇風機等
②20kg未満(みずいろ)	500円	電子レンジ, こたつ, 湯沸かし器等
③40kg未満(きいろ)	1,000円	洗濯機, 机(両袖機除く), 小型冷蔵庫等
④40kg以上(みどり)	1,500円	大型食器棚, 大型たんす, 中型冷蔵庫等
⑤適正処理困難物(オレンジ)	2,200円	25型以上テレビ, 250ℓ以上冷蔵庫, スプリングマットレス

表-4 指定ごみ袋の種類・価格

種類・容量(重量)	セット購入価格	単価
大・70ℓ(14kg)	1,900円(5枚1組)	364円(手数料)+16円(袋代金)
中・45ℓ(9kg)	2,450円(10枚1組)	234円(手数料)+11円(袋代金)
小・20ℓ(4kg)	1,100円(10枚1組)	104円(手数料)+6円(袋代金)

会、アンケート、市長への手紙などに表れた意見を紹介する。

① 粗大ごみ

⑦ 有料化前

・ごみの有料化は、今の現状を考えればいたしかたないことだと思われるが、不法投棄が増えないことを祈りたい。

・ごみの減量化は、各人が意識しないとけないが、現状では難しいと思う。そう考えると収集の有料化はごみを少なくする意味でどうしても試みだと思う。だが、大幅な有料化をしないと効果がないと思う。

・粗大ごみに出されている物で使用できる物、新品同様の物が出されていて、リサイクルプラザや自転車リサイクルセンター等知らなかったり、また方法がわからないと思うので、広報で知らせてほしい。ごみの減量化も具体的な方法があることに、自治会の回覧等で知らせてほしい。

・根本的にごみを減らすように思っているのなら、生活の便利を優先するよりも、不自由感のない程度にすべての商品の取り組み方を変える必要があると思う。

・粗大ごみの収集は、税金の範囲で行うべきで、有料化には反対である。

⑧ 有料化後

・種類別にごみを出すのは賛成だが、粗大ごみは出しにくくなった。ごみの金額が高いし面倒である。

・公共料金がすでにどこでもコンビニで払い込めるように、粗大ごみの手数料も手近なコンビニへ行けばすべて足りるようなシステム

表一 5 有料化の準備業務の経過等

平成6年7月	横浜市廃棄物減量化・資源化等推進審議会への諮問 ～今後のごみ処理経費の適正負担とこれに伴うごみ処理のあり方～
平成6年11月	市民2千人を対象にアンケート調査実施(粗大ごみ)
平成7年6月	審議会小委員会で「市民の意見を聞く会」を実施
平成7年10月	市内3千事業所を対象にアンケート調査実施(事業系ごみ)
平成7年11月	横浜市廃棄物減量化・資源化等推進審議会の答申
項目	《今後のごみ処理経費の負担のあり方～答申概要》
事業系ごみ	【方向性】 現行、1日10kg以上有料→全量有料化 理由： ①自己処理責任の原則 ②事業系ごみの減量化の動機づけ ③公平な負担の確保 手法： 事業系指定袋制度の導入
粗大ごみ	【方向性】 現行、一時に100kg以上有料(実質無料)→全量有料化 理由： ①粗大ごみの減量化の動機づけ ②公平な負担の確保 ③適正処理困難物の事業者回収の促進 手法： 品目別メニュー方式
家庭ごみ	【方向性】 現行、1日10kg以上有料(実質無料)→多量有料化 理由： ①家庭ごみの減量化・資源化の動機づけ ②公平な負担の確保 手法： 指定袋制度等による多量有料制 (※一定量以下に減量化の努力をしている家庭は、実質的に無料)
※ 家庭ごみの有料化は、事業系、粗大の実施状況等を踏まえて検討すること	
平成8年3月	横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例の公布(市条例第18号)
平成8年4月	有料化に伴う事業系ごみ処理方法等の事業者説明会の開催 ～6月～4～6月中延べ250回開催、会場：業界団体事務所など～
平成8年7月	横浜市連合町内会長会への説明(区連合町内会長会も含む) ～粗大ごみ収集有料化など～
平成8年9月	「ごみの出し方・粗大ごみ料金表」パンフレットの全世帯配布
平成8年10月	横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する規則の一部を改正する規則の公布(市規則第101号)
平成8年10月	市内全事業所に対し、事業系ごみ(10kg未満)有料化のお知らせとともに「事業系ごみ処理実態調査票」を送付
平成8年11月	有料化に伴う事業系ごみ処理方法等の問い合わせ窓口の開設 ～松村ビル別館401～(平成9年2月まで)
平成8年11月	有料化に伴う事業系ごみ処理方法等の事業者相談会の開催 ～11月中延べ43回開催、会場：区役所会議室など～
平成8年12月	事業系ごみ専用指定袋販売開始
平成9年1月	横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例の施行
平成9年1月	事業系ごみ有料(指定袋)収集開始(1月4日より)
平成9年1月	粗大ごみ有料受付開始(1月6日より)

に変更すべきではないか。

・有料化には賛成だが、値段が少々高いと思う。料金を支払う分、家の方まで取りに来てくれると良いと思う。

② 事業系ごみ

⑦ 有料化前

・ごみ処理の全量有料化は大賛成。ごみを出すところが応分の負担をするのが当然。その上でできるだけリサイクルできるものとしてできないものの分別をし回収する。ごみの最終処分場の場所と将来どの程度でいっばいになるのか等、もつと新聞等でPRすべきである。  
・企業や販売店や納入業者が、もつと積極的  
にリサイクルや引き取り制度を強化充実する。

・減量化・資源化に必要な受け皿を増やす。  
資源回収業者への助成金額を増やす。リサイクル品の価格をもつと下げる。以上が整備されなければリサイクルがストップすることま  
ちがいなし。

・業種によっては、ごみの有料化が必ずしも  
減量化・資源化につながると思えない。一  
般家庭ごみを有料化する方がよほどごみが減  
るのではないか。

⑧ 有料化後

・高い税金、しかも事業者は事業税までも納  
めているのに有料化になって経費面で大変で  
ある。小規模で売上も少ないのに、取扱品に  
よっては、ごみの量がとても多い事業所もあ  
る。

・事業系ごみの収集が有料化され、私の暮ら  
している施設でも、なるべくごみを減らそう

表-6 有料化の広報業務

粗大ごみ

- ・平成7年10月～8年1月
  - ・平成7年11月, 12月
  - ・平成7年12月
  - ・平成8年1月～12月まで
  - ・平成8年2月, 3月
  - ・平成8年4月
  - ・平成8年5月
  - ・平成8年7月
  - ・平成8年7月
  - ・平成8年9月
  - ・平成8年9月, 12月
  - ・平成8年9月, 12月
  - ・平成8年10月, 11月
  - ・平成8年11月
  - ・平成8年11月
  - ・平成8年11月～9年3月まで
  - ・平成8年12月
  - ・平成9年2月
- － ヨコハマごみ事情1～3の発行
  - － 新聞報道随時(審議会答申結果記事より)
  - － 広報よこはま(ごみ特集記事, 審議会答申内容)
  - － 広報よこはま(シリーズ11回, 1面特集1回)
  - － 新聞報道随時(有料化条例改正提案記事より)
  - － 市民の広場掲載(神奈川新聞)
  - － ヨコハマごみ事情4の発行と送付(市内全世帯回覧)
  - － 横浜市連合町内会長会への説明(区連会長会も含む)
  - － テレビCM放映(TV神奈川, 高校野球県予選中継時)
  - － ごみの出し方・料金表(市内全世帯配布)
  - － 新聞広告(一般紙7社, 地方版全5段)
  - － 新聞特集記事掲載(東京新聞, 神奈川新聞)
  - － ポスター掲出, 広告(市民広報ポスターを含め2回)
  - － 議会だよりへの記事掲載
  - － 横浜リビング1174号特集(サンケイリビング新聞社)
  - － 収集車による広報～テープ・マグネットシールによる有料化のお知らせ～
  - － 粗大ごみのご案内(チラシ), 金融機関・郵便局の窓口等
  - － 庁内報1面特集記事

事業系ごみ

- ・平成7年10月～8年1月
  - ・平成7年11月, 12月
  - ・平成7年12月
  - ・平成8年1月～12月まで
  - ・平成8年2月, 3月
  - ・平成8年4月
  - ・平成8年4月～6月
  - ・平成8年5月
  - ・平成8年6月
  - ・平成8年6月～9年2月
  - ・平成8年6月～9年1月
  - ・平成8年7月
  - ・平成8年9月
  - ・平成8年9月, 12月
  - ・平成8年10月～9年1月まで
  - ・平成8年10月
  - ・平成8年10月
  - ・平成8年11月
  - ・平成8年11月～9年3月まで
  - ・平成8年11月, 9年3月
  - ・平成9年2月
- － ヨコハマごみ事情1～3の発行
  - － 新聞報道随時(審議会答申結果記事より)
  - － 広報よこはま(ごみ特集記事, 審議会答申内容)
  - － 広報よこはま(シリーズ11回, 1面特集1回)
  - － 新聞報道随時(有料化条例改正提案記事より)
  - － 市民の広場掲載(神奈川新聞)
  - － 事業系ごみ全量有料化業界団体説明(PRチラシの発行)
  - － ヨコハマごみ事情4の発行と送付(市内全世帯回覧)
  - － 事業系ごみ全量有料化はがきの送付(全事業所へ送付)
  - － 横浜市関係発行広報紙へのPR掲載  
中小企業よこはま, 減量化・資源化ニュース, 勤労よこはま, 環境事業推進委員ニュース, 横浜045夏号, かんきょう横浜, ハマふれんど, 議会だより
  - － 業界団体関係発行広報紙へのPR掲載  
商工月報, 街500(横浜商店街総連合会ニュース), 新流通とんとん情報(横浜市卸商連盟ニュース), 飲食環同かながわ(神奈川県飲食業環境衛生同業組合ニュース), 神奈川法人会ニュース, 中報ニュース(中法人会), かわらばん(横浜市工業連合会ニュース)など
  - － テレビCM放映(TV神奈川, 高校野球県予選中継時)
  - － ラジオ広報放送(RFラジオ日本, ウエイクアップよこはま・ワイド)
  - － 新聞特集記事掲載(東京新聞, 神奈川新聞)
  - － 事業系ごみの処理実態調査(市内全事業所へ送付)
  - － ヨコハマごみ事情5の発行
  - － 市民広報ポスター掲出(市内町内会掲示板約10,000か所)
  - － 事業系ごみ処理方法などの事業者相談会の開催(全市で11月中に延べ43回開催)
  - － 収集車による広報～テープ・マグネットシールによる有料化のお知らせ～
  - － 新聞広告(一般紙7社, 地方版全5段)
  - － 庁内報1面特集記事

としている。今回の有料化についても、減量化を図る一つの方法であることを感じている。

・有料化後の各事業所のごみ処理状況が不徹底である。有料化に対応していない事業所が数多く見受けられ公平感が保てない。

## 7 他都市の有料化の状況と手数料額

### ① 粗大ごみ

大都市では東京都と北九州市、県内都市では横須賀市、鎌倉市、藤沢市、茅ヶ崎市などはほとんどの都市が粗大ごみの有料化を実施している。

また、その手数料額は、東京都の場合のように粗大ごみの品目別に、二百円から千九百円の五段階などに分類されているケースと、一律定額制を実施している都市とに分けられる。横浜市周辺の都市では一律定額制を実施している都市が多く、ほとんどが一個当たり五百円となっている(表1-7)。

### ② 事業系ごみ

政令指定都市では、千葉市、札幌市、仙台市、京都市、広島市、福岡市などが全量有料制度を実施しており、東京都は本市より一カ月早い平成八年十二月一日から全量有料化を開始している。

また、他都市及び県内外周辺都市では、出雲市、高山市、町田市、横須賀市などが全量有料化を実施している(表1-8)。

## 8 有料化に伴う準備作業で困難が伴った重要課題

ここでは、事後も含め約一年半の期間にわたり有料化の取り組みを担当した中で、困難が伴った重要課題の処理などをいくつかまとめてみた。

### 最初に

断りさせていただくが、私は環境事業局は初めての経験で、平成八年四月一日、計画課所属担当係長を命ぜられると同時に、業務課料金担当係長兼務の辞令により、主に事業系ごみ全量有料化を担当した。平成八年三月には有料化に伴う改正条例が公布されてきたことなどで、

条例改正後の事業系ごみ有料化の具体的取り組み事例が中心となることについて、ご承知おきいただきたい。

### ① 広報

さて、配属後まず取り組むことになったのは、この新しい制度の内容を、広報などを通

表-7 周辺自治体の粗大ごみ有料化の状況 平成7年度末現在

都市名	手数料額	段階数	品目数	実施年月	手数料納付
東京都	1個 200円~1,900円	5段階	89品目	H 3. 7	納入通知で後納方式
北九州市	1個 300円~1,000円	4段階	134品目	H 6. 4	ステッカー方式(前納制)
町田市	1個 100円~2,700円	12段階	31品目	S47. 4	収集時現金徴収(同時)
横須賀市	1個 400円(1回,10個以内)	定額制	-	H 6. 8	納入通知で翌月後納方式
藤沢市	1個 500円(1回, 5個以内)	定額制	-	H 4.10	ステッカー方式(前納制)
小田原市	1個 500円, 1,000円	2段階	74品目	H 7. 4	納入通知で後納方式
平塚市	1個 100円~2,000円	25段階	78品目	S47. 4	収集時現金徴収(同時)
茅ヶ崎市	1個 500円	定額制	-	H 7.10	ステッカー方式(前納制)
鎌倉市	1個 30円~ 550円	8段階	26品目	S47. 4	収集時現金徴収(同時)
秦野市	1個 500円	定額制	-	H 7. 8	ステッカー方式(前納制)
厚木市	1個 500円(1回, 3個以内)	定額制	-	H 5.10	ステッカー方式(前納制)
大和市	1個 500円	定額制	-	H 5. 7	証紙売りさばき方式(前納制)
海老名市	1個 500円	定額制	-	S56. 6	納入通知で後納方式
座間市	1個 500円	定額制	-	H 7.10	証紙売りさばき方式(前納制)
綾瀬市	1個 500円	定額制	-	H 7. 7	納入通知で後納方式

表-8 他都市・周辺自治体の事業系ごみ全量有料化の状況 平成8年12月現在

都市名	実施年度	実施方法等
東京都	平成8年度	都の直営で処理券の貼付により収集(推奨袋使用)
千葉市	平成6年度	原則, 許可業者収集(家庭用指定袋導入)
政令都市等		
札幌市	平成6年度	許可業者に収集を依頼(公社作成の指定袋で排出)
仙台市	昭和31年度	許可業者に収集を依頼(家庭用指定袋導入)
京都市	昭和45年度	許可業者に収集を依頼(焼却工場夜間受け入れ)
広島市	昭和47年度	許可業者に収集を依頼(焼却工場夜間受け入れ)
福岡市	昭和29年度	原則, 許可業者収集(市の施設関係は直営)
立川市	平成6年度	全量有料, 10kg以上許可業者(10kg以下指定袋で直営収集)
調布市	平成6年度	全量有料, 指定袋制度
他都市		
静岡市	平成5年度	全量有料, 指定袋制度(10kg以上事業者処理を指導)
高山市	平成4年度	全量有料, 事業者処理が原則(処理券, 家庭ごみ有料化)
守山市	昭和57年度	全量有料, 指定袋制度
出雲市	平成4年度	全量有料, 指定袋制度(4袋まで市が収集)
太宰府市	平成4年度	全量有料, 許可業者(指定袋制度, 家庭ごみ有料化)
町田市	昭和47年度	全量有料制度
周辺都市		
横須賀市	昭和47年度	全量有料制度(100kg以下と料金設定の区分あり)
厚木市	昭和47年度	全量有料制度
大和市	昭和48年度	全量有料制度

じて多くの市民・事業者に知っていただき理解を求めていくことであった。

市内の事業所数は、事業所統計調査上、約十二万三千となっており個別に対応することは不可能であったので、商工会議所、商店街連合組合、飲食業組合など業界団体事務局を通じて、ごみの減量化・資源化をPRするとともに、有料化後のごみ処理方法などについて、延べ二百五十回を超える説明会を開催している。このことについては、もちろん料金金担当だけで実施できるのではなく、事業者ごみ対策担当、各区の収集事務所（区の団体を担当）などと役割分担し、四月～六月の期間に集中的に開催した。

この説明会の日程づくりでは、一日に三～五件のスケジュールが重複することも度々あり、アポイントと説明者の分担について、大変な調整を要した。また、説明会での事業者の反応は、概ね有料化に理解を示していたがいたもの、個別の事情を含め多くの質問が寄せられた。具体的には、前述の事業者の意見の項目で述べたとおり、減量化・資源化に係わる受け皿づくりなど行政の役割に期待する意見が非常に多く出されている。一口に有料化といっても新しい制度がどのようなものになるかだけで説明がつくことではなく、横浜市の「ごみ処理行政を取り巻く現状、ごみ量の推移、経費、将来の状況、などさまざまな観点からごみの減量化・資源化について理解を求め、行政、市民、各事業者との役割分担の基、その実行行為を行っていくことが、ますます重要であると感じた次第である。

## ② 事業系ごみの課題

### ⑦ 指定袋の販売

事業系ごみの有料化制度の原則は許可業者に収集を依頼することだが、例外措置として、やむを得ない事情がある場合、当面の間、市の指定袋で今ままでおりの集積場所に事業系ごみの排出ができることとした。その指定袋の作成、販売網（公金徴収委託先）の確定、流通在庫管理など新しい制度による経験のない事務処理があったが、そのうち、販売網の確定については、大変な調整を要した。

指定袋販売の基本的な考え方は、まず買い手側の利便性を最大限考慮すること、つまり有料制の負担をかける中で、例外措置として実施する指定袋の販売ではあったが、販売店数、販売店立地に偏りはないか、交通の便、幅広い購入日時（時間帯）などの条件をクリアする販売網であることが必要になる。また、行政側としてできるだけ経費負担をかけないシステムであることも重要な要素と考えられた。

そこで、平成八年一月から五月頃までチェーンストア協会本部や大手コンビニ本部などへ、打診を行った。結果として、受け手側の手間と経費負担の問題、横浜地域だけに限定した商品であること及び継続的に売れ筋商品のみ扱うという相手側の意向に合致せず、スーパー、コンビニでの販売は断念せざるを得ない状況となった。

次に候補としたのが事業者が購入しやすい条件（販売店数、販売店立地、交通の便、幅広い営業時間帯など）が整い、組織として関与の上、公金徴収を委託できるところとして、現在販売を願っているガソリンスタンドで

あった。スタンドの取りまとめ先である神奈川県石油業協同組合との協議を六月から開始し、十二月の販売開始ぎりぎりまで公金の納付時期、注文・納品の方法など様々な問題点をクリアし、加盟店約三百店舗に協力していただいているところである。

### ⑧ 住居併用事業所に対する減免

しかし事業系ごみ有料化で最も多くの調整を要したのは、住居併用事業所に対する減免の取り扱いであった。こちらは事業系ごみ全量有料化の基本原則のいわば例外措置である。これは、家族経営のような小人数で生活の場と一緒に住居併用の店舗・事業所に限り、一定の要件の基、減免規定を設けるというものである。まず、改正条例に示された住居併用減免規定をより明確に定めること、つまり、規則化を図ることが第一の業務となった。

改正条例「手数料の減免等」住居に併用する事業所で規則で定めるものにおいて排出される一般廃棄物の排出量が規則で定める量に満たないとき」以上が平成八年三月、公布された住居併用事業所に対する減免規定の改正条例条文である。

ここでは、二つの重要な要件を規則で定めるものとしており、その内容を規則の規定に委ねている。一つは、「住居に併用する事業所で規則で定めるもの」となっており、住居に併用する事業所はどのようなものを指すのか明確にしていくことが必要であった。結論とした住居併用事業所とは、「住居と事業に使用するための施設が一体となった建物で行われている状態」のことを指し、その事業所が

主として親族で構成されており、事業主本人か親族の方が居住していることなどを要件として規則、要綱、手引き等で明確に定めた。

また、二つ目は、「排出量が規則で定める量」だが、住居併用の事業所は、家庭生活と事業活動の場所が同一で、ごみの分離が難しい状態を想定し、家庭ごみについては従前どおり無料収集を継続するという現状から、減免制度を導入することとなった。そこで事業系ごみの排出量の制限を何キログラムにするのか、また、家庭ごみの平均排出量を超えてまで減免対象とすることが妥当かどうか議論が別れた。

家庭ごみ、事業系ごみの平均排出量は、次のように求めている。

①家庭ごみ 一人一日平均ごみ排出量五六〇グラム×一・一五(世帯人数補正)×約三人(平均世帯人数)≒約二キログラム(平成四、五年度家庭ごみ実態調査結果より)

②事業系ごみ 一日の排出量十キログラム未満の住居併用店舗の平均排出量≒約三キログラム(平成七年十月の事業所アンケート調査結果より)

①+②≒合計約五キログラム

この調査結果で判明した五キログラムは、住居併用型の店舗、事業所から排出される事業系のごみと家庭系のごみを合わせた平均的な排出量で、通常四十五リットルのごみ袋で一回の排出につき約一袋分にあたる。

規則や要綱制定の最終結論は、この実態調査やアンケート調査結果を参考にして「住居と住居に併置する事業所からでるごみの合計排出量が、常時一日平均五キログラム未満、

又は事業所からでるごみの排出量が常時一日平均三キログラム未満」という制限に決定している。また、この五キログラム未満の内訳として、調査結果を基に家庭系については二キログラム、事業系については三キログラムとしているが、規則の但し書きでは、合計五キログラム以上の排出となっても、事業系ごみが三キログラム未満の場合は減免対象としている。

住居併用減免で規則化と同時に進めなければならなかったのが、この制度の実際の運用である。申請書様式の決定、承認・不承認通知様式の決定、公印の刷り込み、それぞれの用紙の印刷、広報・PR、申請書受付処理、審査、申請者に対する状況確認連絡、承認・不承認通知、苦情への対応、臨時電話回線の敷設、問い合わせ窓口対応と事務処理用特設分室の確保、局を上げての窓口・電話対応の職員応援など課題は山積みであった。

申請書様式の内容では、住居に併置する事業所であることの証明として、自己申告により建物配置図の記入と住民票の添付などを義務づけ(現在でもこの確認方法以外に住居に併置する事業所であることの書類審査はできない)たことで、問い合わせ相談や状況確認件数が大幅に増加したこと。特に、平成八年十一月、十二月の二カ月間で一万件近くの受付を処理し、審査の過程で生ずる申請者に対する状況確認連絡、承認・不承認通知の送付など、今考えても気の遠くなるような事務量であった。

### ④粗大ごみ

最後に粗大ごみ有料化の調整事項について

て、冒頭にお断りさせていただいたように、直接の担当ではなかったため、事後の取り組みで、調整を要した課題について二つほど触れた。

### ⑦納付書

一つ目は、手数料徴収方法として規則により定めた納付書(専用シール付き)の方式についてである。納付書方式は、市民の利便性を最大限配慮するとともに、市の経費負担もできるだけ少なくするよう検討した結果導入された。

この方式は、①市民アンケート調査結果などにより、七割を超える市民の方々が銀行・郵便局などで手数料が収められれば良いとしている。②市民にとっても簡便な方式である。③平均一世帯、二～三年に一回程度の粗大ごみ申し込みに対して、市民に負担をかけない範囲内である。④ステッカー方式(証紙に類似するもの)との比較では、徴収委託の再委託という法的な問題点が解決できるといふ利点がある。⑤市の経費負担を最小限に押さえられることができるなどが導入の理由としてあげられる。

しかし、有料化開始後、市民から、「水道料金などの公共料金がどのコンビニでも払い込みができるように、粗大ごみの手数料も手近なコンビニ等で払い込みができるようにならないのか」、「銀行、郵便局だけでは遠くで払い込める時間に制約があり不便である」といった意見、要望が寄せられている。

コンビニ等で手数料の払い込みができるようにという要望を実現するには、納付書方式のままや併用方式で改めることは不可能であ

り、ステッカー方式を取り入れる必要性から、その導入の是非以前に、開始間もない状況から、定着しつつある手続きの流れを変更すると、市民の混乱を助長することが予測されること。また、新たな制度とするには、年間の粗大ごみ収集予測百六十万個に対応したステッカー印刷費、徴収手数料支払い経費、新たなコンピュータシステム開発など、新たな負担増が生ずるなど費用対効果からも対応は困難と思われる。

あえて申し上げると「市民サービスの充実」多くの市民の理解が得られる」という図式ではなく、そこには、適正なコスト負担による適正な執行体制が十分検討されていることにより、最小の経費にして最大の事業効果が期待できることも重要で不可欠なことを考えられる。

今回の粗大ごみ有料化の目的は、市の収入増を主目的としたものではなく、経済的な動機づけにより、物をできるだけリサイクルしたり、修理しながら長く使うなど、ごみの減量化・資源化をさらに進めていくこととごみに対する意識の向上を図ることが大きな前提となっている。また、平均して一世帯で、二〜三年に一回程度の粗大ごみ申し込み状況から、たびたび出す人と出さない人とは、税金の使われ方も不公平になっている。そこで、ごみ処理費用の一部を粗大ごみ申し込み者全員に負担を求めることにより、公平な負担の確保を図ろうとするものである。

以上のことから、今後とも、市民の「水道料金などの公共料金がごみのコンビニでも払い込みができるように、粗大ごみの手数料も手近なコンビニ等で払い込みができるように

ならないのか」という意見、要望に対しては、水道料金支払いと粗大ごみ手数料支払いとは、質的に相当の相違があることの説明とともに、「市民要望→予算措置→市民サービスの充実→多くの市民の理解が得られる」という図式に当てはまらないことについて継続して伝えていくことが必要である。この件を単純に実行に移せば、逆に税金の過剰投資との批判を受けることも考えられ、市民生活に直結した課題の解決に際して、より慎重な判断力が問われる問題である。

④ 納付書用紙配送、在庫管理

次に二つ目として、納付書（専用シール付き）用紙の配送、流通在庫管理について課題がでた。粗大ごみ収集申し込み実績（収入ベース）などは表19のとおりでありながら申し込み件数を大幅に上回る量の用紙（特に二百円、五百円の用紙）が無くなるという想定を超える事態が発生した。

粗大ごみ納付書は、九月現在、市内の郵便局二百九十カ所、金融機関五百三十七カ所に置き、手数料の納付を受け付けているほか、市民の方が土・日曜や金融機関の営業時間外にも入手できるように、行政サービスコーナーにも入所している。有料化当初の想定としてお願している。粗大ごみ申し込み件数の五割増（表10）以上の予備を見込んで作成し、申し込み受付に備えたが、予想を大幅に上回る量の用紙が無くなる事態となってしまった。このことは、新しい制度で前例がなく、予測もつかないため、家庭用の予備・手持ちに出回るなど、起り得ることかもしれないが、反省

表-9 粗大ごみ収集申し込み実績（収入ベース） 平成9年1月～8月末

種類	200円	500円	1,000円	1,500円	2,200円	合計
年・月	個数	個数	個数	個数	個数	個数
9年1月	16,853	8,921	4,219	1,380	532	31,905
2月	25,708	13,511	7,088	2,272	831	49,410
3月	39,366	21,747	11,867	3,759	1,176	77,915
小計	81,927	44,179	23,174	7,411	2,539	159,230
9年4月	42,482	23,349	11,297	3,604	1,324	82,056
5月	42,357	21,684	9,848	3,100	1,219	78,208
6月	34,044	18,233	7,952	2,493	1,057	63,779
7月	44,738	24,513	10,226	3,116	1,408	84,001
8月	43,801	23,202	9,873	3,050	1,429	81,355
小計	207,422	110,981	49,196	15,363	6,437	389,399
合計	289,349	155,160	72,370	22,774	8,976	548,629

表-10 粗大ごみ専用納付書印刷枚数 平成8年度

種類	1次納品数	2次納品数	合計
200円	208,650枚	166,200枚	374,850枚
500円	166,850枚	83,100枚	249,950枚
1,000円	84,360枚	82,340枚	166,700枚
1,500円	83,500枚	41,550枚	125,050枚
2,200円	42,280枚	41,170枚	83,450枚
合計	585,640枚	414,360枚	1,000,000枚

1次納品数(8年12月) 2次納品数(9年1月末)

すべき点がいくつかある。

それは、金融機関などに対して周知が不徹底であったこと、つまり、納付書は手数料支払いのための用紙ではあるが、特注のシール付き用紙であり一枚の単価が高いこと、シール付き用紙は、即、粗大ごみ貼付用として間違つて用いられてしまうことも有り得るなどの認識を、各支店の担当者まで浸透していただくの説明方法が十分ではなかったことである。このことは、簡単に持ち出せない所に備

え付けたり、申し込み者以外の人が簡単に用紙を入手できない状態で管理をお願いすると、金融機関の窓口担当者に問い合わせが集中し、負担をかけることになるなど事前調整でもなかなか難しいことと思われるが、新しい制度を軌道に乗せるまでの期間、市としても特別な配布体制を組み、用紙切れとならない方法を試行すべきであったと考えられる。

また、予備の印刷が間に合わない理由に、WTO（政府特定調達契約）の問題があった。有料化の開始時期が年度の途中で、年度末に近い一月という時期であったために、八年度内の追加発注が困難であったこと。また、九年度の早期発注によっても一定の期間がかかってしまったことなどが、反省点として上げられる。

有料化の取り組みのまとめとして最後となったが、廃棄物処理法の第一条（目的）に

は、次のように書かれている。

「廃棄物の排出を抑制し、及び廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、並びに生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全、及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする。」

この法律の目的に照らして、廃棄物の処理に関しての現状はどうであろうか。

大量生産、大量消費を基調とする経済規模の拡大、利便性を求める消費者欲求の高まり、産業構造の高度化等を背景として、廃棄物の排出量の増大、質の多様化が一層進むとともに、焼却工場や最終処分場の不足などが明らかとされてきた。

さらに、最近では、ダイオキシン問題、不法投棄の社会問題化など数え上げれば切りが無いほど多くの問題を抱えている。

冒頭にも述べたが、地球環境を保全するた

めには、限りある資源を有効に利用し、資源循環型社会の構築に向け、ごみの減量化・資源化をさらにすすめることがますます重要になっていく。粗大ごみ、事業系ごみの有料化は、排出者に処理費用などの負担を求めることにより、ごみの発生抑制と資源化を促進すること、事業者にあつては、法令で定められた自己処理責任を徹底すること、及び市民間、事業者間の負担の不公平を是正することなどを目的として実施している。この有料化をきっかけとして、市政の大きな柱の一つとして、「リサイクル都市の形成」、さらには、「資源循環型社会の構築」に向けたシステム作りに繋がるように、今後とも、適切に推進していきたいと考えている。

〈環境事業局業務課料金係長〉